

昭和 52 年 12 月 10 日

各 所属長 殿

防犯部長

○ 避難階段又は屋上に通ずる戸の施錠に関する指導基準の取決めについて

〔沿革〕 平成 7 年 1 月 通達甲（副監．総．企．組）第 2 号

12 年 2 月 同第 1 号

29 年 3 月 同第 6 号改正

このたび、東京消防庁予防部と協議の上、別添のとおり「避難階段又は屋上に通ずる戸の施錠に関する指導基準（以下「指導基準」という。）」を取り決めたので、次の事項に留意し、運用上誤りのないようにされたい。

記

第 1 趣旨

避難階段又は屋上に通ずる戸の施錠に関する指導については、従来、警視庁防犯部と東京消防庁との間において、指導基準に関する具体的な取決めがなかつたため、現場では、それぞれ「閉」、「開」に重点を置いた指導が行われ、必ずしも指導の適正を期することができない面が認められた。

そこで、このたび東京消防庁予防部と慎重に協議を重ねた上、別添のとおり「指導基準」を取り決め、現場における防犯指導の適正を図ることとしたものである。

第 2 要点

- 1 共同住宅、一般事務所及びビル等の屋内避難階段、特別避難階段及び屋外階段に通ずる戸並びに非常の際に避難専用とするために設けた戸については、その錠前の設備及び施錠の仕方に関し、共通的な指導事項を明確にした。
- 2 建物の構造、用途及び利用形態に応じて、防災、防犯の両面からその被災（害）防止を図るため、具体的な指導要領を次のように定めた。
 - (1) 屋上を一時的な避難場所とする形態の共同住宅、一般事務所及びビル等については、自動解錠装置又は警報付非常錠を設備すること。
 - (2) 2 方向以上への避難が有効に確保されている共同住宅、一般事務所及びビル等における屋上出入口の戸については、かぎを用いて施錠すること。
 - (3) 屋上を一時的な避難場所とする形態の共同住宅における屋上出入口の戸については、自動解錠装置又は警報付非常錠が設備されるまでは、暫定的にかぎを用いて施錠すること。
 - (4) 屋上を一時的な避難場所とするなどの形態の一般事務所、ビル等における屋

上出入口の戸については、自動解錠装置又は警報付非常錠が設備されるまでは、かぎを用いず、屋内から容易に解錠できる錠前のほか、かぎを用いて施錠できる補助錠を設備し、特に必要ある場合に限り、補助錠を施錠すること。

- (5) 不特定多数を収容するビルの屋上出入口の戸は、自動解錠装置又は警報付非常錠が設備されるまでは、かぎを用いず、屋内から容易に解錠できる錠前を設備し、内側から施錠しておくこと。

第3 運用上の留意事項

- 1 本通達の運用に当たっては、所轄消防署と連絡を密にし、指導上誤りのないようにすること。
- 2 この指導基準により難い特別な事由が生じた場合には、その都度、生活安全部長（生活安全総務課生活安全対策第三係経由）に報告して指導を受け、誤りのないように措置すること。

別添

避難階段又は屋上に通ずる戸の施錠に関する指導基準の取決め

警視庁防犯部と東京消防庁予防部は、避難階段又は屋上に通ずる戸の施錠に関する指導基準について、次のとおり取り決める。

記

第1 基本的考え方

都市構造の変化に伴い、都民の住居や職場の建築構造は、ますます高層化の傾向を示している。

そこで、その実態を的確には握し、都民の生命、身体及び財産を保護するため、関係法令等の規定を尊重しつつ防災及び防犯の両面から、その被災（害）防止対策を積極的に推進しようとするものである。

第2 用語の意義

この取決めにおける用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 関係法令等とは、建築基準法関係法令、消防法関係法令をいう。
- 2 かぎを用いず、屋内から一の動作で容易に解錠できる錠前とは、箱錠タイプのものをいう。
- 3 かぎを用いず、屋内から開放動作で解錠し、かつ、開放できる錠前とは、円筒錠タイプのものをいう。
- 4 内側から施錠しておくこととは、サムターン、プッシュボタン等により内側からセットしておくことをいう。
- 5 自動解錠装置とは、煙感知器等の作動により連動して解錠する装置（システムを含む。）をいう。

第 3 共通的指導事項

- 1 屋内避難階段又は特別避難階段（平常の通行に使用しているものを除く。）に通ずる戸には、火災の際、自動的に解錠できる装置を設備するか、又はかぎを用いず、屋内から一の動作で容易に解錠できる錠前を設備し、平常時は内側から施錠しておくこと。ただし、地階、無窓階にあつては、2 によること。
- 2 屋外階段に通ずる戸、非常の際に避難専用とするために設けた戸（屋内避難階段、特別避難階段及び屋外階段に通ずる戸を除く。）には、火災の際、自動的に解錠できる装置を設備するか、又はかぎを用いず、屋内から開放動作で解錠し、かつ、開放できる錠前を設備し、平常時は内側から施錠しておくこと。
- 3 屋上に通ずる戸については、建物の構造、用途、利用形態等の実態に応じて、第 4 の具体的な指導要領により適正な指導を行うこと。
- 4 夜間又は休日等で、無人ビルとなる場合は、施錠を完全にしておくこと。
- 5 所有者、管理人等に対し、防災、防犯設備の設置及び管理体制の確立について指導、啓もうを図ること。

第 4 具体的指導要領

- 1 共同住宅（団地、アパート、マンション等）
 - (1) 2 方向以上への避難が有効に確保されている場合
開放廊下、開放階段又はバルコニーによつて、2 方向以上への避難が有効に確保されている形態の建物にあつては、屋上への出入口は、原則として一時的な避難場所として考える必要がないので、屋上を使用する場合（例えば、屋上を平常時物干場として使用する場合等をいう。以下同じ。）以外は施錠を完全にし、かぎは管理人及び入居者が保管しておくこと。
 - (2) 屋上を一時的な避難場所とする形態の場合
階段の形式が、非開放型等となつていて、非常の際水平又は下降避難をすることができず、屋上へ避難する以外に方法がないような形態の建物にあつては、屋上への出入口は原則として一時的な避難場所として考える必要があるので、戸を開放した場合に管理人等が異常を確認できる自動解錠装置又は警報付非常錠を設備すること。
このような装置が設備されるまでは、暫定的な措置として、屋上を使用する場合以外は施錠を完全にし、かぎは管理人及び入居者が保管し、非常の場合、容易に、かつ、確実に避難できるようにしておくこと。
- 2 一般事務所、ビル等
 - (1) 2 方向以上への避難が有効に確保されている場合
前 1 の(1)に同じ。
 - (2) 屋上を一時的な避難場所とする形態の場合又は屋上に避難橋等の避難器具が設置されている場合
非常の際、屋上へ避難する以外に方法がないような形態の建物又は屋上に避難橋等の避難器具が設置されている建物にあつては、屋上への出入口は原則と

して一時的避難場所として考える必要があるので、戸を開放した場合に管理人等が異常を確認できる自動解錠装置又は警報付非常錠を設備すること。

このような装置が設備されるまでは、かぎを用いず、屋内から一の動作で容易に解錠できる錠前（警報付非常錠を除く。）のほか、更にかぎを用いて施錠できる補助錠を設備し、平常時は屋上を使用する場合以外は、内側から主錠の施錠を完全にしておくこと。

なお、この補助錠については、特に必要ある場合に限り施錠できるようにしておくこと。

3 不特定多数を収容するビル

消防法施行令別表第一（一）項から（四）項まで、（五）項イ、（六）項、（九）項イ及び（一六）項イに掲げる防火対象物については、屋上が避難場所となる場合が多いので、戸を開放した場合、管理人等が異常を確認できる自動解錠装置又は警報付非常錠を設備し、非常の場合、容易に避難できるようにしておくこと。

このような装置が設備されるまでは、かぎを用いず、屋内から開放動作で解錠し、かつ、開放できる錠前を設備し、屋上を使用する場合以外は、内側から施錠しておくこと。

第 5 この基準により難い場合の措置

この基準により難い特別な事由がある場合は、あらかじめ両庁において協議し、措置するものとする。

第 6 改正手続

この取決めの内容を改正する必要があるときは、両庁において協議するものとする。

第 7 実施

この取決めは、昭和 52 年 6 月 1 日から実施する。

昭和 52 年 6 月 1 日

警視庁防犯部長
飯田蔵太
東京消防庁予防部長
川島 巖